

令和 3 年 12 月 15 日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

文教厚生常任委員会
委員長 平木 尚子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

第 84 号議案 古賀市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

古賀市予防接種健康被害調査委員会（以下、調査委員会）の構成員の変更のほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 新たな予防接種における健康被害が発生した場合、調査委員会にその分野に精通した医師を、専門事項を調査する期間に限り 2 人以内で追加し、総数 7 人以内とすることで、より専門的、医学的見地からの調査ができるように改正するもの。
2. この調査委員会では、これまでは子どもの予防接種に関する事項を主に想定していたため、現在は粕屋医師会から推薦された小児科医が構成員となっているが、新型コロナウイルス感染症に関しては、小児科医だけでは判断が難しく、粕屋医師会からの要望もあり、今回の改正になった。
3. 現時点で調査委員会の開催実績はないが、新型コロナウイルス感染症に係る相談件数が 11 件ある。申請者が必要な書類を揃えて申請されれば、受理した上で委員会の開催となる。
4. 2 人の選考については、粕屋医師会からの推薦に基づき任命される。任期は当該専門事項を調査する期間に限られるが、案件ごとに交代も可能であることも含め、柔軟かつ迅速に対応できることが条例改正のメリットである。

【意見】

（賛成意見）

今回の条例改正は、コロナワクチン接種の副反応等に対応する体制づくりと

いうことで賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

第94号議案 古賀市と新宮町との乳幼児健康支援一時預かり事業に関する事務の委託に関する規約の廃止について

令和4年3月31日をもって、古賀市と新宮町との乳幼児健康支援一時預かり事業に関する事務を新宮町から受託することを廃止するため、市議会の議決を求めるもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 病児保育を行っている市内医療機関に病後児保育の受け入れを相談したところ、可能との回答を得たため、当該医療機関において、引き続き病後児保育事業を実施する予定。なお、もう1つの病児保育実施医療機関にも打診したが、病気の子どもの治療に専念したいとのことで、病後児保育は行わない予定。
2. 病後児保育の現状は、特に令和2年度から減少している。今年度は3人の利用。鹿部保育所で実施している病後児保育の利用者の減少と、病児保育事業を実施している医療機関において、病後児保育が可能になったことから事業の移管を考えたもので、公共施設等総合管理計画との関連での事業の移管ではない。
3. 新宮町との協議では、新宮町の利用者がいない年もあり、病後児保育を病児保育実施医療機関で受け入れてもらうことに関して異論はなく、双方合意できた。

【意見】

(賛成意見)

16年前、病後児保育の要望を受けてスタートした事業であるが、病児保育を行っている市内医療機関で対応できることで理解した。あわせて回復期の子どもたちの病後児保育が集中した際の拡充も含め、適切な対応をすることを求め、賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。